汚泥、燃え殻、ばいじんその他の産業廃棄物の固化処理物	一　降雨により、貨物の表層が沈降しやすくなった場合は、船積みしないこと。 二　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 三　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
改良汚泥	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
化学石こう （液状化するおそれのないもの）	一　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 イ　貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 ロ　積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 二　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三　貨物が、液状化のおそれがないことを確認すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　陸揚げ後、貨物の残渣を洗い流す前に、甲板及び積載場所を十分に清掃すること。
カルシウムアルミネート	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
がれき	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　荷役装置の船体への接触又は貨物の落下により船体が損傷しないよう船積みすること。
カンラン岩	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
木くずと油性又は水性廃棄物及び汚泥の混合物	一　可燃性物質及び自然発火性物質に該当しないことを確認すること。 二　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 三　積載場所において、裸火の使用及び喫煙を禁止すること。
きざんだ天然ゴムくず	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　積載場所において、裸火の使用及び喫煙を禁止すること。
きざんだプラスチック	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　積載場所において、裸火の使用及び喫煙を禁止すること。
キュポラダスト	一　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 イ　貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 ロ　積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 二　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三　貨物が、液状化のおそれがないことを確認すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
キュポラダスト （造粒されたもの）	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
クリンカアッシュ （乾式）	一　積載中、貨物を外気にさらさないこと。
クリンカアッシュ （湿式） 脱水汚泥混合物	一　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 イ　貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 ロ　積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 二　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三　貨物が、液状化のおそれがないことを確認すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
原料汚泥	一　降雨により、貨物の表層が沈降しやすくなった場合は、船積みしないこと。 二　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。